

○ 消費税率変更に伴う特定健康診査・特定保健指導に係る費用の取扱いに関するQ & A

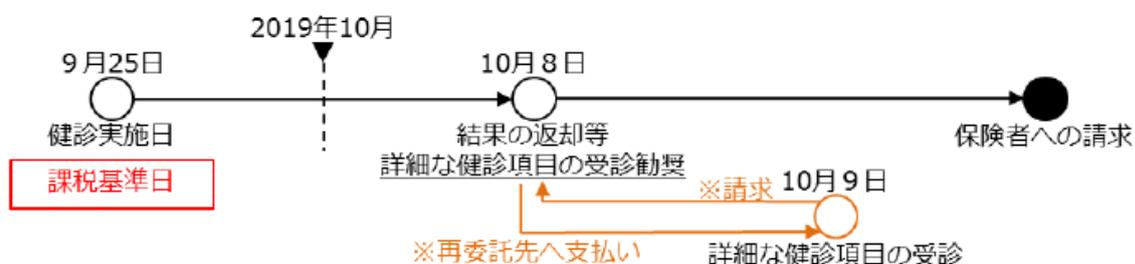
※ 厚生労働省 令和元年8月7日付事務連絡「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」から抜粋

【1-4】

国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査の詳細な健診項目等について、健診実施機関が詳細な健診項目を他の健診実施機関に再委託している場合であって、詳細な健診項目の実施年月日が、2019年10月1日をまたいだ場合の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。

(答)

特定健康診査に係る自己負担及び保険者負担額のいずれについても、基本的な健診項目の実施日が課税基準日となる。(2019年9月30日までに実施している場合は消費税率8%が適用される)



- ※1 健診実施機関においては、詳細な健診項目の実施分について、再委託先健診実施機関との間で締結している委託契約に基づき、再委託先健診実施機関からの請求を受けることとなる。
- ※2 個別契約において、保険者が基本的な健診項目を実施する健診実施機関とは別に、眼底検査等の詳細な健診項目についてのみ別の健診実施機関と契約をしている場合、それぞれの健診実施日が課税基準日となる。

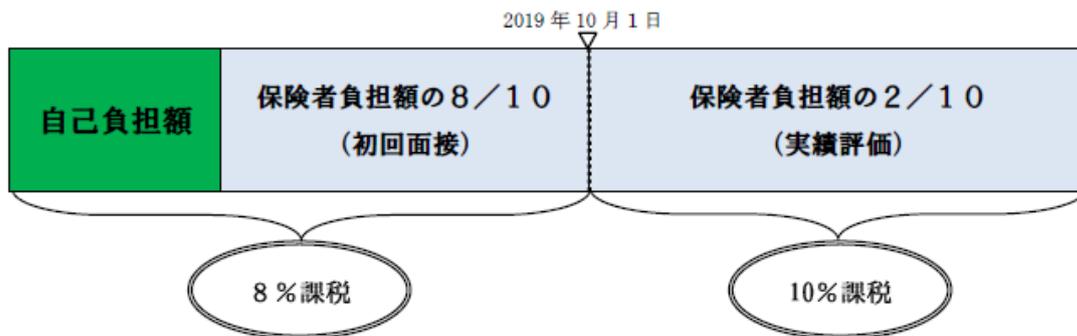
【2-2】

国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日をまたいで実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。

（答）

特定保健指導に係る自己負担については、保健指導実施機関が初回面接終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（8%）が適用される。

一方、保険者負担額については、保険者負担額の8/10相当額については8%の消費税率が適用され、保険者負担額の2/10相当額については10%の消費税率が適用される。



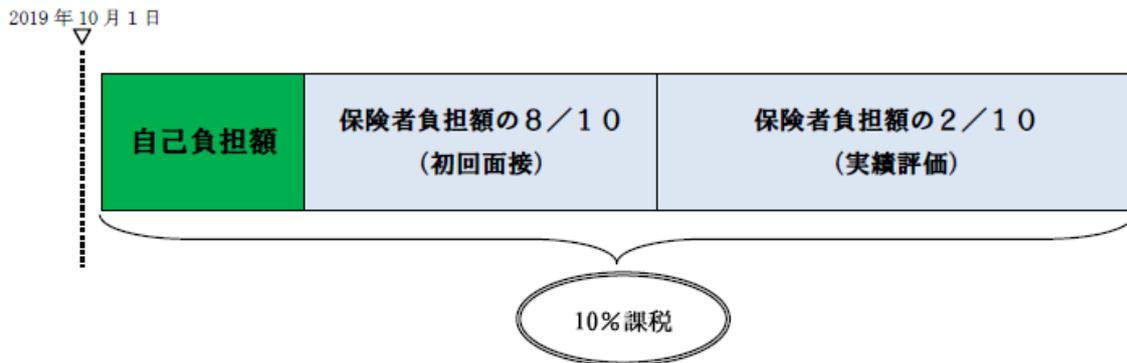
【2-3】

国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日以降になってから実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。

（答）

特定保健指導に係る自己負担については、保健指導実施機関が初回面接終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（10%）が適用される。

また保険者負担額についても、保険者負担額の8/10相当額及び保険者負担額の2/10相当額の消費税率はともに10%が適用される。



【3-5】

消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求する際、月遅れ請求分や消費税率変更後の契約単価に基づく請求分と分けて請求する必要があるのか。

（答）

同一のファイルにて請求して差し支えない。

※ 上記は国で示している集合契約Bに係る請求方法に関する取扱いを示したものであり、その他、保険者と保健指導実施機関との直接契約（個別契約）等に基づき実施する当該指導費用の請求方法の取扱いについては、個別に保険者に確認されたい。